

長岡京市保育施設利用調整基準

(令和 6 年度 4 月 1 日入所以降の利用申込に適用)

保育所（園）、認定こども園（保育認定）及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く。）をいう。）の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。申し込みに係る提出書類等から客観的に把握・証明された事項について指数化し利用調整を行うものとする。

(1) 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況	指数
1	①就労	就労 (※1～※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の勤務を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の勤務を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが月64時間以上の勤務を常態としている	20
6	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週間）、出産後8週間の期間で保育を必要とする（※4）	30
7	③疾病・障がい (※5)	疾病など	疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、これにより保育できないものと医師が判断するもの	40
8			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
9			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以内の加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15
10		障がい (※5)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
11			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
12			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20
13	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている	35
14			同居の障がい者（児）の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25
15			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
16	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
17	⑥求職活動	求職	求職活動中である	8
18	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている（※6）	30
19			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している（※6）	20
20	⑧育児休業(小規模卒園児のみ)		育児休業中の認可保育施設の継続利用のための転園申込（※7）	20
21	⑨その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合（DV・虐待など）	(※8)

【備考】

- ※ 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を上限に採用する。
- (※1) 就労時間等就労状況については、雇用先（個人事業主等自営業者は本人。）が証明した就労証明書で判定する。
なお、就労時間は、入所希望月における育児短時間勤務等を反映した就労予定時間で、休憩時間を含む。
- (※2) 保護者が事業主で税法上の控除対象となっている場合、または、雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が控除対象（事業専従者控除を含む。）となっている場合、就労状況と収入に整合性がない場合は、調整指数表のNo.1と合わせて判定する。
- (※3) ③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当する場合は指数の高い方を採用し、調整指数表のNo.2と合わせて判定する。
- (※4) 入所希望月において出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週間）、出産後8週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、この項目に該当となる。
- (※5) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む（障害者手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する。）。
- (※6) 就労も兼ねる場合、就学及び就労時間が書類等で確認できれば、各々の時間を合算する。合算した時間を基に、①就労の「勤務を常態」を「勤務及び就学を常態」と読み替えて指数を比較し、高い方を採用する。
- (※7) 入所希望月において育児休業中の場合には、他の要件の有無・就労日数・時間に関わらず、この項目に該当となる。
- (※8) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

長岡京市保育施設利用調整基準

(令和7年度 4月1日入所以降の利用申込に適用)

保育所（園）、認定こども園（保育認定）及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く。）をいう。）の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。申し込みに係る提出書類等から客観的に把握・証明された事項について指数化し利用調整を行うものとする。

(1) 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況	指数
1	①就労	就労 (※1～※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の 勤務 を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の 勤務 を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の 勤務 を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の 勤務 を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが月64時間以上の 勤務 を常態とする	20
6	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週間）、出産後8週間の期間で保育を必要とする（※4）	30
7	③疾病・障がい (※5)	疾病など	疾病など（難治性の疾病を含む）により、概ね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、 <u>日中に看護・介護が必要な状態により</u> 保育できないものと医師が判断するもの	40
8			疾病など（難治性の疾病を含む）により、概ね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
			削除	
9		障がい (※5)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
10			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
11			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20
12	④介護	介護・看護等	常時 同居の臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている	35
13			常時 同居の障がい者（児）の看護・介護や、通院・通所・通学の付添いをしている	25
14			常時 同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
15	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
16	⑥求職活動	求職	求職活動中である	8
17	⑦就学	就学 <u>(※6)</u>	<u>月64時間以上</u> 学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている	30
18			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	20
19	⑧育児休業(小規模卒園児のみ)		育児休業中の認可保育施設の継続利用のための転園申込（※7）	20
20	⑨その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合（DV・虐待など）	(※8)

【備考】

- ※ 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を上限に採用する。~~給付認定の事由は原則、ひとつとしません。~~
- (※1) 就労時間等就労状況については、雇用先（個人事業主等自営業者は本人。）が入所希望日以降に常態化された就労時間（休憩時間を含む）で証明した就労証明書で判定する。なお、育児短時間勤務等を取得する場合はその就労時間で判定する。
- (※2) 保護者が事業主で税法上の控除対象となっている場合、または、雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が控除対象（事業専従者控除を含む。）となっている場合、就労状況と収入に整合性がない場合は、調整指数表のNo.1と合わせて判定する。
- (※3) ①就労の事由かつ③疾病・障がい（または④介護の事由）に該当する場合は指数の高い方を採用し、調整指数表のNo.2と合わせて判定する。
- (※4) 入所希望月において出産予定日前8週間（多胎児の場合は14週間）、出産後8週間に該当する場合には、他の~~事由~~の有無に関わらず、この項目に該当となる。
- (※5) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む（障害者手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する。）。
- (※6) 就労~~事由~~ (64時間以上) も兼ねる場合、就学及び就労時間が書類等で確認できれば、各々の時間を合算する。合算した時間を基に、①就労の「~~勤務~~を常態」を「~~勤務~~及び就学を常態」と読み替えて指数を比較し、高い方を採用する。
- (※7) 入所希望月において育児休業中の場合には、他の~~事由~~の有無・就労日数・時間に関わらず、この~~事由~~に該当となる。
- (※8) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

R 6 変更前②

(2) 調整指数表

No.	事由	調 整 内 容	指数
1	就労条件	週35時間以上の就労で、「保護者が事業主で税法等の控除対象となっている」「就労先の雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が税法等の控除対象（事業専従者控除を含む。）となっている」「内職」など、就労状況と収入に整合性がない又は就労状況が確認できない場合（※9）	-5 又は -10
2		③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当し、基本指数が35以下の場合（※10）	10
3		福祉・介護職員として市内の介護保険事業所または障がい福祉サービス事業所で勤務する場合で、基本指数が35以下の場合（※10）	10
4		市内の認可保育施設で勤務する場合、または、保育士として市外で勤務する場合（※11）	5
5		保育士として市内で勤務する場合（※11）	10
6		産後休暇や育児休業等から休業等以前と同一の職場に復職する場合（※12）	2
7	申込児童の状況	入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合（※13）	12
8		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、有料の認可外保育施設を申込締切日の月初以前に月極めで利用している場合（※14）	3
9		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、保育施設の一時預かり、または幼稚園の預かり保育を申込締切日の月初以前に利用している場合（※14）	1
10		申込児童が多胎児である場合	1
11	きょうだいの状況 (2・3号認定)	既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を第一希望とする場合（※15）	6
12		きょうだいが同時に申し込み、かつ同じ保育施設を第一希望とする場合（※15）	4
13		前年度の年度当初選考で、きょうだい同園希望が叶わず、申込日時点で別々の施設を利用している場合（※15）	4
14	世帯の状況	ひとり親（母子家庭・父子家庭）の場合（別居かつ離婚調停中の場合を含む）（※16）	50
15	その他	生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる（就労証明書等の提出がある）場合	20
16		倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合（※17）	14
17		保育料を2か月以上滞納している場合（卒園児・過去のものも含む）	-15
18		両親（里親・特別養子縁組は両親とみなす）共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50
19		育児休業の延長を希望する場合	-35

【備考】

- ※ 該当する全ての項目で加減算を行う。
ただし、調整指数表のNo.8と9、11と12、14と15については、それぞれ高い方の指数を適用する。
- (※9) 基本指数が35又は就労見込（法人で給与規則等を定めている場合を除く。）の場合は調整指数を「－5」、基本指数が40の場合は調整指数を「－10」とする。就労証明書給与（収入）見込額及び税情報、その他給与（収入）の分かる提出書類などで判断する。
- (※10) 基本指数が35の場合は調整指数を「5」とする。なお、「福祉・介護職員」とは、高齢者または障がい者（児）を直接介護・支援する者（調理・事務職員などは除く。）で、就労証明書に、「福祉・介護職員としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※11) 保育士については、保育士証の写しの提出があり、就労証明書に、「保育士等としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※12) 父母どちらか一方のみに加点する。また、就労証明書とともに提出された確定申告書や開業届の写し等から、当該項目に該当することが明らかな自営業者等についても適用する。
- (※13) 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書（指定様式）の提出があり、支援保育が必要と判断された場合に適用する。
- (※14) 申込日直近月の支払いのわかる書類の写し（領収書写しなど）および保育事由を証する書類（就労実績が記載された就労証明書など）の提出がある場合に適用する。なお、求職および育児休業期間中の利用には適用しない。
- (※15) 申込書の第一希望欄に別施設を記載する場合には、指数を半減する（月齢でやむを得ない場合を除く。）。
なお、きょうだい同時申込において、年齢が上の児童が小規模保育施設の卒園児である場合には、年齢が下の児童には調整指数表のNo.11を適用する。
- (※16) 離婚調停中などについては、裁判所からの通知書などの公的な証明書類の提出がある場合に適用する。
なお、No.11に該当する児童と第一希望園が競合した場合には、指数にかかわらずその児童を優先する。
- (※17) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

(3) 同一点数の場合の順位表（上位より決定）

No.	事 由
1	【要件間の優先順位】 ⑤災害復旧>③疾病・障がい>④介護>②妊娠・出産>①就労>⑦就学>⑥求職活動>④育児休業（転園のみ）
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	【就労要件の優先順位】 両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの>単身赴任者>両親の自宅から勤務地までの直線距離の合計が長いもの>自営業・居宅内就労者等
4	世帯の市民税額（4月～8月入所は前年度市民税、9月～翌年3月入所は当年度市民税）の低い世帯

R 7 変更後②

(2) 調整指数表

No.	事由	調 整 内 容	指数
1	就労条件	週35時間以上の就労で、「保護者が事業主で税法等の控除対象となっている」「就労先の雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が税法等の控除対象（事業専従者控除を含む。）となっている」「内職」など、就労状況と収入に整合性がない又は就労状況が確認できない場合など（※9）	-5 又は -10
2		<u>①就労の事由かつ③疾病・障がい（または④介護の事由）</u> に該当し、基本指数が35以下の場合（※10）	10
3		福祉・介護職員として市内の介護保険事業所または障がい福祉サービス事業所で勤務する場合で、基本指数が35以下の場合（※10）	10
4		市内の認可保育施設で <u>保育士以外として</u> 勤務する場合、または、保育士として市外で勤務する場合（※11）	5
5		保育士として市内で勤務する場合（※11）	10
6		産後休暇や育児休業等から休業等以前と同一の職場に復職する場合（※12）	2
7	申込児童の状況	申込時点及び入所希望日以降に同一の職場の就労事由があり、市外の認可保育施設（2・3号認定）を利用している場合（※13）。	2
8		入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合、 <u>（※14）</u>	12
9		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、認可外保育施設を申込締切日の月初以前に月極めで利用している場合、 <u>（※15）</u>	3
10		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、保育施設の一時預かり、または幼稚園の預かり保育を申込締切日の月初以前に利用している場合、 <u>（※15）</u>	1
11		申込児童が多胎児である場合	1
12	きょうだいの状況 (2・3号認定)	既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を第一希望とする場合、 <u>（※16）</u>	6
13		きょうだいが同時に申し込み、かつ同じ保育施設を第一希望とする場合、 <u>（※16）</u>	4
14		前年度の年度当初選考で、きょうだい同園希望が叶わず、申込日時点で別々の施設を利用している場合、 <u>（※16）</u>	4
15	世帯の状況	ひとり親（母子家庭・父子家庭）の場合（別居かつ離婚調停中の場合を含む）、 <u>（※17）</u>	50
16	その他	生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる（就労証明書等の提出がある）場合	20
17		倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合、 <u>（※18）</u>	14
18		保育料を2か月以上滞納している場合（卒園児・過去のものも含む）	-15
19		両親（里親・特別養子縁組は両親とみなす）共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50
20		育児休業の延長を希望する場合	-35

【備考】

- ※ 該当する全ての項目で加減算を行う。
ただし、調整指数表のNo.9と10、12と13、15と16については、それぞれ高い方の指数を適用する。
- (※9) 基本指数が35の場合は調整指数を「－5」、基本指数が40の場合は調整指数を「－10」とする。税情報、その他給与（収入）の分かる提出書類などで判断する。
- (※10) 基本指数が35の場合は調整指数を「5」とする。なお、「福祉・介護職員」とは、高齢者または障がい者（児）を直接介護・支援する者（調理・事務職員などは除く。）で、就労証明書に、「福祉・介護職員としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※11) 保育士については、保育士証の写しの提出があり、就労証明書に、「保育士等としての勤務実態有（予定含む）」の記載がある場合に適用する。
- (※12) 父母どちらか一方のみに加点する。また、就労証明書とともに提出された確定申告書や開業届の写し等から、当該項目に該当することが明らかな自営業者等についても適用する。
- ~~（※13） 父母どちらか一方のみに加点する。市外の認可保育施設を利用している場合は、在園証明書などの提出がある場合に適用する。~~
- ~~（※14）~~ 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書（指定様式）の提出があり、支援保育が必要と判断された場合に適用する。
- ~~（※15）~~ 申込日直近月の支払いのわかる書類の写し（領収書写しなど）および保育事由を証する書類（就労実績が記載された就労証明書など）の提出がある場合に適用する。なお、求職および育児休業期間中の利用には適用しない。
- ~~（※16）~~ 申込書の第一希望欄に別施設を記載する場合には、指数を半減する（月齢でやむを得ない場合を除く。）。
なお、きょうだい同時申込において、年齢が上の児童が小規模保育施設の卒園児である場合には、年齢が下の児童には調整指数表のNo.12を適用する。
- ~~（※17）~~ 離婚調停中などについては、裁判所からの通知書などの公的な証明書類の提出がある場合に適用する。
なお、No.11に該当する児童と第一希望園が競合した場合には、指数にかかわらずその児童を優先する。
~~なお、入所日までに離婚が成立し別居していない場合は、保護者共に保育料の算定対象となりませす。~~
- ~~（※18）~~ 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

(3) 同一点数の場合の順位表（上位より決定）

No.	事 由
1	【 事由 間の優先順位】 ⑤災害復旧>③疾病・障がい>④介護>②妊娠・出産>①就労>⑦就学>⑥求職活動>④育児休業（転園のみ）
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	【就労 事由 の優先順位】 両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの>単身赴任者>両親の自宅から勤務地までの直線距離の合計が長いもの>自営業・居宅内就労者等
4	世帯の市民税額（4月～8月入所は前年度市民税、9月～翌年3月入所は当年度市民税）の低い世帯